

### 第3章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域及びその概況

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域については、おおむね宮古島市下地地区（旧・下地町域）の範囲とする。

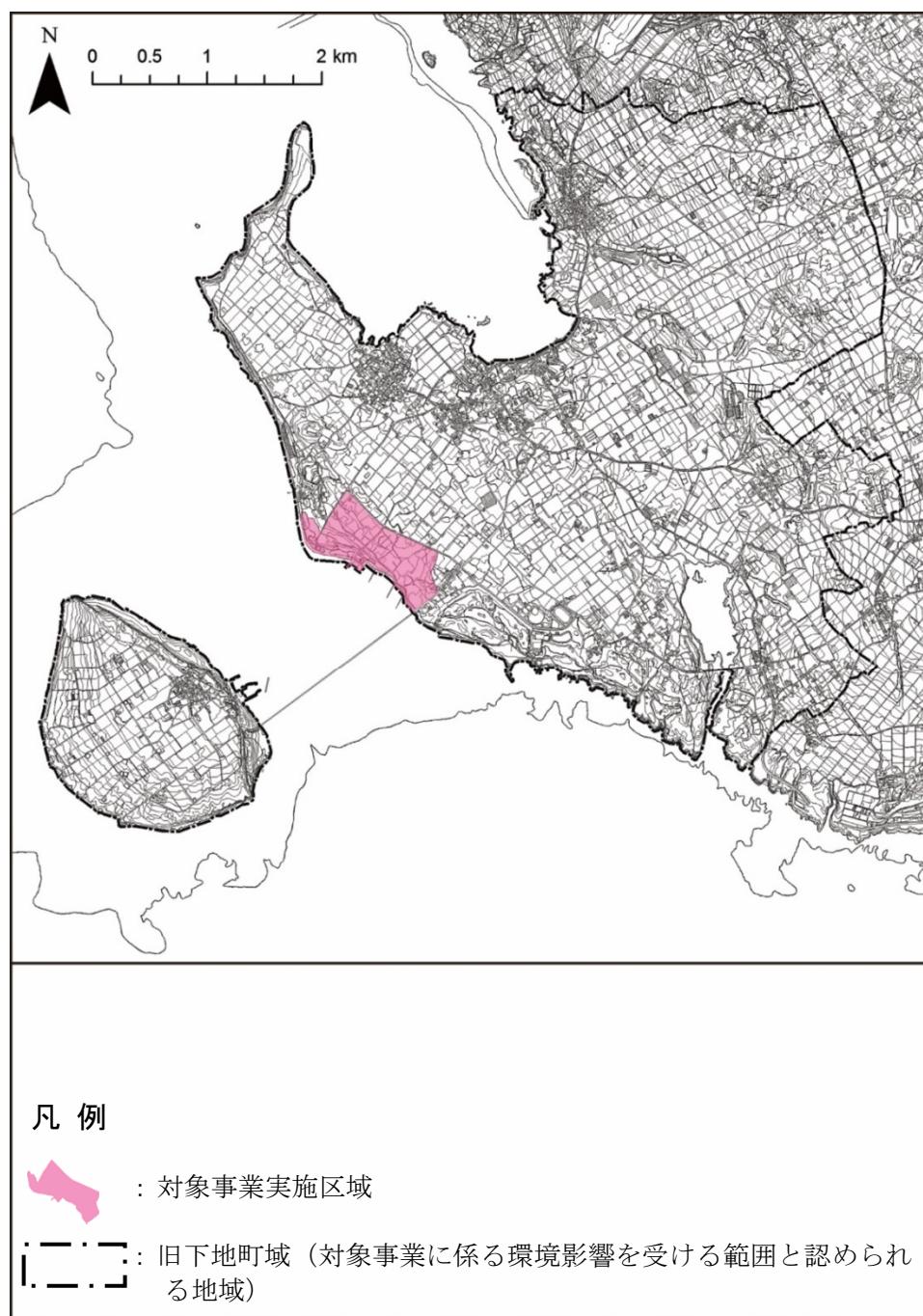


図 3.1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

### 3.1 社会的状況

対象事業実施区域及び周辺における地域の社会的状況について、既存の文献資料を基にとりまとめた。その概要は表 3.1(1)～表 3.1(2)に示すとおりである。

表 3.1(1) 社会的状況の概要

項目			対象事業実施区域及び周辺地域の状況
社会的状況	行政区	行政区	宮古島市は、宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島、大神島で構成される。平成 17 年平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町の 5 市町が合併して誕生した。
	人口	人口と世帯数の動態	平成 29 年現在の宮古島市の人口は 54,442 人、世帯数は 26,304 世帯で、1 世帯あたりの人口は 2.07 人である。過去 5 年間の人口の推移では、微減傾向にあるが、世帯数では微増傾向にある。 下地地区の人口は 3,013 人で、宮古市全体の人口に対し 5.5% を占めている。下地地区の人口動態は、宮古市と同様に、人口は微減傾向、世帯数は微増傾向にある。
	産業	産業構造及び産業人口	宮古島市の産業構造を事業所数ならびに従業者数から整理すると平成 29 年度で第三次産業が主要産業となっており、事務所数では、第三次産業が 83%、第二次産業が 14%、第一次産業が 3% である。 従業者数では、第三次産業が 79%、第二次産業が 18%、第一次産業が 3% と大三次産業が大半を占め、第一次産業の占める割合が少ない。
	事業所数	事業所数	対象事業実施区域の含まれる下地地区の民営事業所数は 117、うち個人事業所が 72、法人事業所が 44 となっており、宮古島市の中でも上野地区と並んで事業所数が少ない
	土地利用	土地利用の状況	宮古島市では、平成 29 年現在で、畠地が占める割合が最も高く 58% となっている。次いで原野の 17%、雑種地の 6%、宅地の 5% となっている。宅地は平良市街地を中心形成される。
	環境保全について特に配慮が必要な施設	学校、病院、福祉施設及び文化施設の配置状況	宮古島市では、幼稚園 19 ケ所、小学校 19 校、中学校 14 校、高校 4 校、特別支援学校 1 校、地区公民館 8 ケ所、図書館 3 ケ所、病院・診療所 43 ケ所、歯科診療所 24 ケ所が存在する。 対象事業実施区域が所在する下地地区には、幼稚園 2 ケ所、小学校 2 ケ所、中学校 1 ケ所、地区公民館 1 ケ所、病院・診療所 3 ケ所、歯科診療所 1 ケ所が立地している。
	水利用	生活用水	生活用水は、地下水（12 カ所の水源地と 2 カ所の湧水池、10 カ所の井戸）を水源としており、各水源からの配水路が全島に整備されている。
		農業・工業用水	宮古島市の地下には、島尻層群からなる不透水基盤と断層によりいくつかの地下水盆が存在し、地下水はそれに沿って流れ、それぞれの流域をつくっている。この地形を利用し、帶水層である琉球石灰岩の中に止水壁を作り、地下水を貯える地下ダムが建設されている。宮古島市の地下ダムは農業用水として利用されている。
		地下水利用	宮古島市の湧水は琉球石灰岩と島尻層群の境界部が地表にあらわれる海岸沿いの崖地などに数多くみられ、1 日当たりの総湧出量は 42,000m <sup>3</sup> と推定される。また、湧水として地表でみられるものの他に、毎日 30 万 m <sup>3</sup> の地下水が地下から直接海へと流れ出ていると推定される。

表 3.1(2) 社会的状況の概要

項目		対象事業実施区域及び周辺地域の状況
社会的状況	交通	<p>宮古島市の道路交通網は、大きくは市の中心である平良地区から、宮古島内の旧町各地区（下地、上野、城辺）の中心地を結ぶように国道 390 号が通っており、これが島の東海岸を通る沖縄県道 83 号保良西里線に繋がって外周道路を形成している。それとは別に、平良地区から上記の各地区を直接結ぶ形で何本かの県道が通っており、さらにそれらの道路を結ぶ形で宮古島市道が張り巡らされている。</p> <p>平成 27 年現在で、宮古島市道の本数は 1,556 本、道路改良率は 65.0% となっており、沖縄県内においては、比較的高い水準にある。また平成 27 年 1 月には、宮古島と伊良部島を結ぶ全長 3,540 メートルの伊良部大橋が開通した。伊良部大橋は通行料金を徴収しない橋としては国内最長である。</p>
	環境整備	<p>宮古島市では、平良地区で公共下水道が整備されている。平成 28 年度における宮古島市の下水道処理人口普及率は 16.1% であり、平成 28 年度末における沖縄県平均 (71.5%) よりも低い。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺では公共下水道は整備されていない。</p>
	廃棄物処理施設等の整備及び利用状況	<p>宮古島市では、一般廃棄物については基本的には市が所有する施設で中間処理（焼却処理または破碎処理）され、焼却残渣や破碎残渣は市が所有する 2 カ所の管理型最終処分場（平良・川満）で埋め立て処分されている。</p> <p>産業廃棄物については、排出者責任のもとで事業者自らが処理するか、または許可業者に委託して処理される。市内には、現在 14 の産業廃棄物処分業者が登録されている。</p>

### 3.2 自然的状況

対象事業実施区域及び周辺における地域の自然的状況について、既存の文献資料をもとにとりまとめた。その概要は表3.2(1)～表3.2(5)に示すとおりである。

表3.2(1) 自然的状況の概要

項目		対象事業実施区域及び周辺地域の状況
自然的状況	大気環境	<p>対象事業実施区域に最寄りの宮古島地方気象台における気象結果は以下のとおり。</p> <p>降水量：年間降水量は2,021mm、梅雨の時期5月と台風の時期8月と9月の降水量が多い。</p> <p>気温：月別平均気温は、18.0～28.7°Cであり、日最高気温は7月の31.6°C、日最低気温1月の16.0°C。年間を通して日最高気温は20°C以上、日最低気温は16°C以上となっている。</p> <p>風向・風速：風向は、9月から4月にかけて北寄りの風が卓越しており、5月から8月にかけては、南寄りの風が卓越している。風速は、月別平均風速4.1～5.4m/sである。</p>
	大気質	<p>対象事業実施区域に最寄りの測定局である平良局では、4つの測定項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質）についての測定が行われている。平成28年度は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては環境基準を超過している。沖縄県は大気汚染防止法の総量規制の指定地域ではない。また、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域でもない。</p>
	騒音	<p>宮古島市では、環境基本法に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を指定している。また、騒音規制法に基づき特定施設及び特定建設作業に伴って発生する騒音について、規制地域及び規制基準を定めている。</p> <p>対象事業実施区域は騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域ではなく、また、騒音規制法に基づく規制地域でもない。騒音規制法に基づく特定施設は、平成26年度で沖縄県内において3,884件、宮古島市においては3件の届出がある。騒音規制法に基づく特定建設作業については、平成26年度で沖縄県内において231件、宮古島市においては3件の届出がある。</p> <p>沖縄県や沖縄県内の市町村では、自動車交通騒音の測定を実施しているが、宮古島市では測定は実施されていない。</p>
	振動	<p>宮古島市では、振動規制法に基づき、特定施設及び特定建設作業に伴って発生する振動について、規制地域及び規制基準を定めている。</p> <p>対象事業実施区域は振動規制法に基づく規制地域ではない。</p> <p>振動規制法に基づく特定施設は、平成26年度で沖縄県内において1,139件、宮古島市においては3件の届出がある。振動規制法に基づく特定建設作業は、平成26年度で沖縄県内において309件、宮古島市においては3件の届出がある。</p> <p>なお、沖縄県内では振動に関する定期定点調査は実施されていない。</p>
	悪臭	<p>宮古島市では、悪臭防止法に基づき工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、規制地域及び規制基準（臭気指数規制）を定めている。</p> <p>対象事業実施区域は悪臭防止法に基づく規制地域ではない。</p>

表 3.2(2) 自然的状況の概要

項目		対象事業実施区域及び周辺地域の状況
自然的状況	水環境	<p>宮古島の年間水収支は、降水量の約 50%が蒸発散で失われ、約 40%が地下に浸透し、地表流出は約 10%にすぎない。地下浸透した水は、島尻層群を不透水層として上位の層厚 30~70m の琉球石灰岩の地下水帯水層に涵養される。さらに、宮古島には北西—南東方向の断層が約 1~2km 間隔で発達しており、この断層の間隔ごとに独立した地下水盆を形成している。地下水はそれぞれの地下水盆ごと涵養され、主として島の南北方向に流下して海岸沿いで湧水となって流出し、1 日当たりの総湧出量は 42,000m<sup>3</sup> と推定され、湧水として地表でみられるもの他に、毎日 30 万 m<sup>3</sup> の地下水が地下から直接海へと流れ出ていると推定されている。</p> <p>宮古島の水資源はこの地下水に頼っており、地下水を有効に利用するために世界最初の大規模な「地下ダム」が建設され、島全体の農業用水として農業の発展に貢献している。</p>
		<p>平良港の環境基準点において、生活環境項目に係る環境基準（A類型）を概ね達成している。その他の参考測定点（類型未指定）においても環境基準（A類型）を概ね達成している。健康項目に係る測定項目については、平良港の環境基準点、その他の参考測定点において全て環境基準値を達成している。宮古島市内の主要水浴場水質調査地点における調査結果は、全ての調査地点において水質 A 以上であり、水浴場として「適」と判定されている。宮古島市内の地下水の公共用水域測定地点における水質測定結果は城辺地区において健康項目に係る環境基準を全て満足し、伊良部仲地の継続監視調査結果も基準を満足している。</p> <p>宮古島市の主要水浴場の水質状況は、前浜ビーチ、パインガマビーチ、吉野海岸では全ての調査地点において水質 A 以上であり、水浴場として「適」と判定されている。</p> <p>対象事業実施区域周辺においては、地下水水質の状況調査として前浜井戸、与那覇の井戸で調査が行われている。ヘキサダイアグラムの結果より、前浜井戸の水質は非重炭酸カルシウム型で停滞的な環境にある地下水、与那覇の井戸は中間領域タイプで河川水、伏流水、循環性地下水と同様な性状を示した。また、前浜井戸は硝酸性窒素濃度と降水量との年次変化の変動が激しく、多量の雨が降ると濃度が低下することから、雨水による希釈を受けていると考えられ、海水の浸入、近隣農家による肥料投入の影響も受けていると考えられている。</p>
		<p>宮古島市内の公共用水域測定地点における底質調査結果は暫定除去基準を満足しており、沖縄県が実施している土壤のダイオキシン類測定結果についても全て基準を満足している。</p>
	土壌及び地盤環境	<p>宮古島の表層土壌は沖縄の方言で「島尻マージ」と呼ばれる暗赤褐色をした土壌が広く分布しており、宮古島の約 90%を占めている。その他の土壌として国頭マージ、ジャーガル、沖積土壌がわずかに分布している。</p>
		<p>宮古島では平尾瀬神崎と与那浜崎の二カ所に「地すべりによる危険が予想される場所」として指定している。また、伊良部島の佐良浜地区を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。</p>

表 3.2(3) 自然的状況の概要

項目		対象事業実施区域及び周辺地域の状況	
自然的状況	地形及び地質	地形	<p>宮古島は、島の北東側を斜辺とする直角二等辺三角形の形状をした面積 159 km<sup>2</sup>の島である。全般に海拔 70m～75m以下の低平な地形で、内陸側のほぼ中央に北西—南東に延びた数本のリッジ（脊梁）が発達しており、リッジの最高所は島の南東側城辺町福南の西で海拔 114.6mである。これらのリッジは島の東～東北側では比高 10m～50mの断崖となっているのに対し、西～南西側は緩やかに傾斜しており、典型的なケスタ状地形を呈している。この地形は東側に落ちる正断層によって形成された地質構造により形成されている。</p> <p>海岸は北東海岸から南海岸にかけて直線上の長い海岸線を有し、断崖になった海岸が続いている。特に北東海岸側は、全般的には比高 10m～50mの崖地形であり、所々緩やかに傾斜しながら砂浜が発達したところがある。また、南海岸は南東端の東平安名崎から城辺町友利にかけ比高 40m～60mのほぼ垂直な断崖である。それに対し、西、及び南西海岸は比高 10m～20mの崖地形も認められるが発達は悪く、海拔 2mほどの低い海食台からなだらかに砂浜の海岸へと変化していく。このような東に高く西に低い海岸地形は内陸側の東急西緩なケスタ状地形と調和し、かつて傾動運動をした島であることを推測させる。</p> <p>対象事業実施区域は、台地・段丘の下位面にあたる地形となっており、一部砂浜が分布する一方で東側は崖地形となっている。</p>
	表層地質		<p>宮古島とその周辺の島々の地質は、全域がサンゴ礁性の石灰岩からできている。この地層は琉球石灰岩層と呼ばれ、厚さは 40m～130mである。石灰岩層の下の基盤は、砂岩と泥岩の互層からなり、島尻層群と呼ばれる。琉球石灰岩層と島尻層群の関係は不整合である。</p> <p>琉球石灰岩からなる琉球層群の層序は下位から上位にむけて伊良部石灰岩、下地石灰岩、山根石灰岩そして与那覇石灰岩に分けられ、伊良部と下地両石灰岩の関係は不整合とされている。</p>
	海域		宮古島市は琉球弧のほぼ中間にあたり、宮古島の南西側には東シナ海、北東側には太平洋が広がる。宮古島の東シナ海側沿岸には大浦湾や与那覇湾が位置している。
植物、動物及び生態系	陸域植物		<p>事業実施区域及び周辺の大部分は畠・雑草群落で占められるが、ナガミボチョウジーリュウキュウガキ群落及びハドノキ-ウラジロエノキ群団といった植生も存在する。</p> <p>対象事業実施区域においては畠雑草群落が広範囲を占めており、海岸には砂丘植生、モクマオウ群落が広がっている。また、内陸部にはハドノキ-ウラジロエノキ群団、ギンネム群落が分布する。植物相は帰化植物を含めて 134 科 707 種 6 亜種が分布している。固有種や南限種ではなく、北限種が 24 種みられる。</p> <p>特定植物群落は全部で 14 件が指定されているが、対象事業実施区域の海岸には前浜のハテルマカズラ群落が特定植物群落として指定されている。</p>

表 3.2(4) 自然的状況の概要

項目		対象事業実施区域及び周辺地域の状況
自然的状況	植物、動物及び生態系	宮古島市における貴重な動物については、既存文献により生息が確認または推定された貴重な種として、鳥類が 75 種、哺乳類が 3 種、両生類が 1 種、爬虫類が 10 種、魚類が 1 種、昆虫類が 11 種、クモ類が 1 種、貝類が 14 種、甲殻類が 7 種生息するとされる。また、対象事業実施区域の北側にある与那覇湾は鳥獣保護区に指定されており、「国指定与那覇湾鳥獣保護区 指定計画書」（環境省、平成 23 年 11 月）によると、哺乳類は 2 目 2 科 2 種が確認されており、鳥類は 11 目 34 科 148 種が確認されている。
	海域植物	与那覇湾の沖側には、リュウキュウスガモやベニアマモ、ボウバアマモを主とする県内最大規模の海草藻場(902ha)が形成されている。対象事業実施区域の地先海域における海草類被度は、5~25%（被度評価：低い～やや低い）の範囲がほとんどである。宮古地域において確認されている海藻草類は、39 科 135 種類であり、紅藻類が中心である。
	海域動物	宮古地域で確認されている造礁サンゴ類は 17 科 302 種であり、主に樹枝状・卓状ミドリイシや樹枝状ハマサンゴ類が優占する。宮古島南岸では樹枝状コモンサンゴが優占している場所が点在する。サンゴ被度は、25%未満の地域がほとんどであり、全体的に低いとされている。このうち対象事業実施区域の地先海域では、サンゴ被度 0~25%（被度評価：非常に低い～やや低い）の範囲がほとんどであるが、一部 50~70%（被度評価：高い）と被度が高い範囲が確認されている。 砂浜では、アカウミガメやアオウミガメ、タイマイの産卵が確認されている。特に宮古島の東平安名崎周辺と多良間島で砂浜が発達しており、主要な産卵場となっている。 対象事業実施区域においても砂浜が形成されているが、ウミガメ類の産卵もしくは産卵跡は確認されていない。沿岸においては、ハゼ科、ベラ科、スズメダイ科などを中心とした 82 科 863 種の魚類の生息が確認されている。干潟域においては、宮古島島尻干潟で 106 種類、宮古島大浦干潟で 85 種類、宮古島与那覇湾干潟で 119 種類、伊良部島佐和田干潟で 70 種の貝類の生息が確認されている。また、宮古島与那覇湾はラムサール条約に登録されており、水鳥の採餌場や休息場となっている。
	生態系	対象事業実施区域および周辺における生物の生息環境は、航空写真を基に推察すると、主に樹林地（海岸）、草地・畠地、市街地・人工環境、サンゴ礁、藻場に区分されると考えられる。これらの環境区分を中心に、そこに生息する生物同士が密接に係りあいながら生態系を形成していると考えられる。

表 3.2(5) 自然的状況の概要

項目		対象事業実施区域及び周辺地域の状況
自然的情報	景観	<p>市全体の景観資源の概観</p> <p>宮古島市の地勢は、どの島も東側の海岸線から西方向に緩やかに下がる傾斜をなしており、高い山や大きな表層河川がなく、全体的に平坦となっている。しかし宮古島では、南北方向に「石灰岩堤」と呼ばれる帶状の丘陵が何本か走っており、この丘陵上に残る樹林地が陸地の景観を特徴づけている。海岸線は岩礁、砂浜、干潟など変化に富んでおり、とくに河川からの土砂流入が少ないこともあって、サンゴ礁でできた真っ白な砂浜は宮古島市の象徴的な自然景観となっている。</p> <p>池間島の北東海域にある八重干瀬は、大潮の時期だけ海面上に姿を現すサンゴ礁群として知られている。海に囲まれた宮古島市では、自然景観や都市景観などの観光資源は、岬や砂浜、眺望地点など、海岸部を中心に分布しており、平坦で森林域の少ない内陸側では少ない結果となった。</p>
	対象事業実施区域および隣接地の景観資源の概観	<p>対象事業実施区域の海岸線は「与那覇前浜」「前浜ビーチ」などの名で呼ばれる砂浜が連続している。この砂浜と背後の防潮林が一体となって青空に映える姿は非常に美しく、また目前には来間島や来間大橋が一望でき、海に沈む夕日も眺められる。</p> <p>内陸に入ると、対象事業実施区域の大半はサトウキビ畑とギンネムなどの茂る原野であり、宮古島で一般的に見られる景観となる。</p> <p>対象事業実施区域端の県道沿いは街路樹があまり成長しておらず、植栽枠等での雑草の繁茂などもあり、道路景観を演出するまでには至っていない。</p>
	人と自然との触れ合い活動の場	<p>市全体</p> <p>宮古島市では、豊かな自然環境を活かした景勝地、自然環境を基礎として積み重ねられてきた歴史、文化、人の暮らしなどを活かした観光施設やスポーツ・レクリエーション施設が数多く存在している。</p>
	対象事業実施区域および隣接地にある人と自然との触れ合い活動の場	対象事業実施区域及び周辺には、人と自然とのふれあいの活動の場として、「宮古島市ふれあいの前浜海浜広場（市管理施設）」、「来間前浜港（県管理施設）」、「宮古島熱帯果樹園まいばり（民間施設）」の3施設が存在する。
	歴史的・文化的環境	<p>文化財等</p> <p>対象事業実施区域内には指定文化財はない。拝所が1か所確認されている。</p>
	御嶽・拝所の場の状況	対象事業実施区域外においては、地区の北西側500mほどに位置する「前山御嶽」がある。「七日籠り」という祭祀が行われる与那覇集落の御嶽で、300～400年前に植えられたとされる、直径1m以上に育ったフクギを中心とした植物相は、「前山御嶽の植物群落」として市の天然記念物に指定されている。

### 3.3 関係法令等の指定、規制等

対象事業実施区域及び周辺における地域の関係法令等の指定、規制等について、既存の文献資料をもとにとりまとめた。その概要は表3.3(1)～表3.3(3)に示すとおりである。

表3.3(1) 関係法令等の指定、規制等の概要

項目		対象事業実施区域及び周辺地域の状況
関係法令等の指定、規制等	関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容	<p>都市計画区域 宮古島市における都市計画区域は、旧伊良部町の区域を除く宮古島市の区域で 16,530ha が指定されている。</p> <p>用途地域 宮古島市における用途地域は、平良市街地のみ住居系、商業系、工業系など 457.8ha が指定されている。</p> <p>農業振興地域・農用地区域 宮古島市における農業振興地域は、19,569ha が指定されている。そのうちの 11,873ha が農用地区域に指定されている。 対象事業実施区域でも一部に農用地区域が指定されている。</p> <p>森林地域・国有林・民有林・保安林 宮古島市における森林地域は 3,364ha であり、すべて民有林である。そのうち 1,121ha が防風保安林や潮害防備保安林、干害防備保安林、保健保安林として指定されている。 対象事業実施区域における海岸沿いの樹林地は、保安林に指定されており、種別は大半が潮害防備保安林、一部が水源涵養保安林である。</p> <p>自然公園地域 宮古島市における自然公園地域には伊良部県立自然公園が指定されている。指定区域は下地島空港および漁港区域等を除いた伊良部島・下地島とその周辺海域であり、面積は 5,739ha、うち陸域が 3,451ha、海域が 2,324ha である。 対象事業実施区域及び周辺は、自然公園の指定はない。</p> <p>鳥獣保護区 宮古島市における鳥獣保護区は、与那覇湾、伊良部、池間、狩俣・島尻の 4 カ所（合計 6,699ha）が指定されている。 対象事業実施区域の隣接地では広い範囲が与那覇湾を中心とする鳥獣保護区に指定されており、これが対象事業実施区域の一部にかかっている。なお、与那覇湾の湿地はほぼ全体（704ha）がラムサール条約登録湿地となっている。</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域 宮古島市における急傾斜地崩壊危険区域には、伊良部島佐良浜地区の一部が指定されている。 対象事業実施区域及び周辺には、急傾斜崩壊危険区域の指定はない。</p> <p>海岸保全区域 宮古島市における海岸保全区域は、全体で 38 区域が指定されており、その指定延長は全体で 39,520m である。 対象事業実施区域の海岸は、農村振興局所管の「前浜海岸」として海岸保全区域に指定されている。</p> <p>港湾区域 宮古島市における港湾区域は、重要港湾として平良港の 1 港が指定されており、地方港湾として来間・前浜港、長山港の 2 港が指定されている。</p> <p>港湾隣接地域 宮古島市における港湾隣接地域は、平良港、来間・前浜港、長山港（2 地区）の 4 地域（合計 13.81ha）が指定されている。</p>

表 3.3(2) 関係法令等の指定、規制等の概要

項目		対象事業実施区域及び周辺地域の状況
関係法令等の指定、規制等	関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容	<p>宮古島市における臨港地区は、平良臨港地区、長山港臨港地区、及び来間・前浜港臨港地区の 3 カ所（合計 80.2ha）が指定されている。</p> <p>宮古島市における漁港区域は、県管理の第 1 種、2 種、4 種漁港および宮古島市管理の第 1 種漁港が指定されており、宮古島市全体で 14 カ所 2,348ha が指定区域となっている。</p> <p>対象事業実施区域及び周辺には、漁港区域の指定はない。</p>
	景観形成区域	<p>宮古島市景観計画では、沿岸海域を含めた市全体が景観形成区域に指定されている。</p> <p>この中で対象事業実施区域および隣接地は「琉球石灰岩隆起の地形を活かした海岸地形景観」を大切にする「海岸地域景観ゾーン」として区分されている。</p>
	文化財保護法	平成 27 年 3 月末現在、宮古島市には「文化財保護法」に基づく国指定等文化財が 21 件、県指定文化財等が 15 件、市指定文化財等が 119 件ある。
	騒音に係る規制	対象事業実施区域及び周辺は、騒音規制法に基づく規制地域ではない。
	振動に係る規制	対象事業実施区域及び周辺は、振動規制法に基づく規制地域ではない。
	悪臭に係る規制	対象事業実施区域及び周辺は、悪臭防止法に基づく規制地域ではない。
	水質汚濁に係る環境基準に基づく類型指定状況	<p>海域では平良港が「水質汚濁に係る環境基準」の A 類型に指定されている。</p> <p>対象事業実施区域の周辺においては、「水質汚濁に係る環境基準」の類型に指定された水域はない。</p>
	水質汚濁防止法に規定する指定水域及び指定地域	対象事業実施区域の周辺においては、「宮古東急リゾート」が特定施設として届け出を行っているが、指定水域及び指定地域はない。
	湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼	宮古島市内において、湖沼水質保全特別措置法に規定している指定湖沼はない。
	排水基準に係る湖沼及び海域、上乗せ基準の指定地域	宮古島市内においては、与那霸湾が閉鎖性海域として指定され、窒素と磷の排出規制を受けているが、対象事業実施区域の周辺においては、指定地域はない。
	宮古島市地下水保全条例	<p>宮古島市の地下水の利用と保全を図るため、宮古島市の地下水が公共的資源であることを明記し、地下水を採取する際の許可や、水道水源保全地域内で、地下水に影響を及ぼす恐れのある事業を行おうとする際の事前協議を定めている。</p> <p>対象事業実施区域及び周辺は、宮古市地下水保全条例に係る指定地域にはなっていない。</p>

表 3.3(3) 関係法令等の指定、規制等の概要

項目		対象事業実施区域及び周辺地域の状況
関 係 法 令 等 の 指 定 、 規 制 等	自然環境の保全に関する指針等、環境保全に関する施策	<p>「自然環境の保全に関する指針[宮古・久米島編]」（沖縄県、平成 11 年 3 月）では、対象事業実施区域の陸域は、評価ランクⅢに位置づけられ、「自然環境の保全を図る区域」となっている。</p> <p>対象事業実施区域の前面海域は、評価ランクⅡに位置づけられ、「自然環境の保護・保全を図る区域」となっている。</p>
	各種事業の実施における環境配慮指針	<p>第 2 次沖縄県環境基本計画【改定計画】（沖縄県、平成 30 年）におけるゴルフ場、スポーツ・レクリエーション施設、海浜リゾート施設等の建設又は変更の事業に係る環境配慮方針は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業計画の選定あたっては、事業地の環境特性を十分に把握し、周辺の土地利用の状況との整合を図る。</li> <li>○野生生物の生息・生育環境の確保など、地域の健全な生態系の保全や景観に配慮する。</li> <li>○良好な樹木地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。</li> <li>○農薬や肥料の使用に際しては極力使用を低減するよう努めるとともに、水質汚濁の要因とならないよう配慮する。</li> <li>○夜間照明による野生生物への影響の低減に努める。</li> <li>○利用客による周辺交通量の増加や周辺環境への影響に配慮する。</li> <li>○公園・緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、大気浄化、ヒートアイランドなどの都市気象や騒音の緩和に努める。</li> <li>○雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。</li> <li>○緑地や親水施設の整備に努める。</li> <li>○自然環境や歴史的遺産を活用した景観など、施設の整備にあたっては、本来有している環境に配慮する。</li> <li>○オープンスペースの確保や良好な都市景観の形成に努める。</li> <li>○自然との触れ合いや環境教育に資するような施設とするよう配慮する。</li> <li>○地域の生産活動や地域住民の自然との触れ合いに支障をきたさないようにするとともに、地域の人々に開かれた空間として利用できるよう配慮する。</li> <li>○その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。</li> </ul>